口座を開設される個人のお客さまへのお願い

最近、新聞・テレビなどで報道されておりますように、預金口座を利用した悪質な詐欺等が大きな社会的な問題となっております。
当金庫では、不正利用される口座の開設を未然に防止するため、口座を開設されるお客さまに以下の事項についてお願いしております。
お客さまにはご不便、お手数をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

１．口座の開設は最寄りの店舗にてお手続きください

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近くのご利用に便利な店舗にてお手続きください。遠隔地の店舗をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いします。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

２．ご本人確認のため、写真付の書類をご提示ください

ご本人さまであることを確認させていただくため、運転免許証、マイナンバーカードなどの写真付の書類をご提示ください。写真付でない本人確認書類をお持ちの場合には、公共料金領収書等の書類をご提示いただくなど、当金庫において必要と判断する方法により、ご本人さまの確認をさせていただきます。

また、別途、必要に応じてその他の公的書類をご提示いただく場合がございます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

３．多数の口座を開設されることはご遠慮ください

すでに当金庫に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。複数口座の開設をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いします。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

4．第三者に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は禁止されています

当金庫の預金規定により、第三者による口座の利用や口座の譲渡は禁止されております。第三者による口座の利用や口座の譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。

また、口座開設後に預金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただくか、解約させていただくこともございます。

＊一定期間利用していない口座を対象にした手数料の引落しについて

長期間利用されていない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するために、２０２１年４月１日以降に新規開設された口座について、最後のお預け入れまたは払戻しから２年以上、一度もお預け入れまたは払戻しがない場合は、未利用口座管理手数料を引落としさせていただきます。

あなたの夢に、追い風を。
浜松いわた信用金庫

２０２３年4月１７日